

岐阜都市計画地区計画の決定（岐阜市決定）

都市計画市橋二丁目地区地区計画を次のように決定する。

| | | |
|-----------------|---------------------|---|
| 名 称 | 市橋二丁目地区地区計画 | |
| 位 置 | 岐阜市市橋二丁目及び宇佐四丁目の各一部 | |
| 面 積 | 約2.5ha | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、本市の南西部に位置し、周辺は、県庁、県民ふれあい会館など核となる公共公益施設や商業・業務施設が集積する本市の副都心拠点形成している。</p> <p>また、本地区の東側には、岐阜県図書館、岐阜県美術館及び岐阜市科学館などの文化・芸術施設が集積し、「世界文化村ぎふ」として本市における文化・芸術振興や文化・芸術活動を通じた地域の活性化を進めるなど文化・芸術拠点の形成を目指している。</p> <p>本地区計画では、こうした文化・芸術拠点機能の維持・形成と周辺の良い住環境の保全などに向けた秩序ある適正な土地利用の誘導と緑豊かで良好な都市環境の創出を目指すものである。</p> |
| | 土地利用の方針 | <p>文化・芸術拠点機能の維持・形成と周辺の良い住環境や緑豊かな都市環境への調和が図られた文化・芸術施設、公共公益施設、商業・業務施設又は住宅などを主体とした土地利用を誘導する。</p> |
| | 地区施設の整備の方針 | <p>土地の区画形質の変更及び建築物等の建築を行うにあたっては、開発行為の規模に応じた区画道路及び良好な都市環境の形成に向けた公園や緑地等を適切に配置し、整備に努める。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>文化・芸術拠点機能の維持・形成と周辺の良い住環境の保全などに向けて、遊戯施設、倉庫・工場施設等の建築物等の用途制限並びに建築物等の形態及び意匠の制限を行う。</p> |
| | その他 | <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の区画形質の変更及び建築物等の建築を行うにあたっては、ゆとりや憩いがある空間整備並びに子供、高齢者や障がい者のみならず全ての人々が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン環境の整備に努める。 2 建築物等の色彩、形状及び意匠については、周囲の都市景観との調和に努める。 3 隣接する岐阜県美術館等と一体となって、緑豊かで良好な都市環境の創出を目指し、敷地内の緑化推進及び保全に努める。 |

| | | | |
|------------------|---|--|-----------|
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | | 定めず |
| | 建築物等に関する事項 | 地区の名称 | 文化・芸術振興地区 |
| | | 地区の区分 地区の面積 | 約2.5ha |
| | 建築物等の用途制限 | <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 倉庫業を営む倉庫 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの 5 葬儀業（主として死体埋葬準備又は葬儀執行を業務とする事業所をいう。）の用に供するもの 6 畜舎 | |
| 建築物等の形態若しくは意匠の制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物及び工作物の形態及び意匠については、次の各号のいずれにも該当していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 主たる色彩は、派手な原色を避け、マンセル値の彩度4以下とすること。 (2) 周囲の善良な風俗を害するような彫刻、絵及び模様を施さないこと。 (3) きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線その他過度に明るい照明設備を設置しないこと。 2 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するもの以外は、設置してはならない。ただし、岐阜市屋外広告物条例（平成7年岐阜市条例第55号。以下「屋外広告物条例」という。）第8条第1項各号に規定する広告物等及び周辺の景観と調和する広告物等で市長が特に認めたものは、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外広告物条例に違反しないもの (2) 広告物等の形状、色彩、意匠等は、当該物件を設置する建築物及び周囲の景観と調和が図られ、複雑な形状又 | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>は派手な原色が主体でないもの</p> <p>(3) 表示内容は、文字や絵を少なくする等の工夫がなされ、単純かつ品位のあるもの</p> <p>(4) 同一方向へ2面以上掲出される場合にあっては、当該屋外広告物の形状、色彩、意匠等の調和が図られているもの</p> <p>(5) 夜間に表示が必要なものにあつては、昼間の美観に配慮した照明をつけるとともに、周辺の景観に影響を与えないよう配慮されたもの</p> <p>(6) 華美なネオン又は点滅灯が設けられていないもの</p> |
|--|--|--|

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

市橋二丁目地区地区計画は、本地区において、文化・芸術拠点機能の維持・形成と周辺の良い住環境の保全などに向けて、遊戯施設などの建築物等の用途制限や建築物等の形態及び意匠の制限などを定めることにより、本地区の秩序ある適正な土地利用の誘導と緑豊かで良い都市環境の創出を目指すものである。